

「令和7年度和歌山県小中学校GIGA端末調達業務（iPad・リース）」 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、和歌山県市町村教育情報化推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する「令和7年度和歌山県小中学校GIGA端末調達業務（iPad・リース）」を委託する者を選定するために行う、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1 共同調達について

- (1) 本協議会の実施する共同調達とは、本協議会の構成団体である2以上の市町村（学校組合を含む。）教育委員会（以下、「共同調達参加団体」と言う。）が、共同で物品の調達を行うことを言う。
- (2) 共同調達物品の事業者は、本協議会が執り行い、調達物品に係る契約は原則として各共同調達参加団体と落札業者の間で個別に締結するものとする。
- (3) 本書に係る物品の共同調達参加団体は、以下の市町教育委員会である。
（総数3団体）
紀の川市教育委員会、紀美野町教育委員会、高野町教育委員会、

2 業務概要

- (1) 業務名
令和7年度和歌山県小・中学校GIGA端末調達業務（iPad・リース）
- (2) 業務内容
令和7年度和歌山県小・中学校GIGA端末調達業務（iPad・リース）
※詳細は別添仕様書のとおり
- (3) 業務期間
賃貸借期間は、リース開始月から60月（5年）。
契約締結日からリース開始日までは準備期間

3 費用

- ・端末・MDM・カバー・キーボード・タッチペンに加え、端末の初期設定・指定箇所への納入等を補助対象経費とする。
- ・事業者選定後、リース会社は、契約する自治体と連名で、県に補助金交付申請を行い、「【補助単価】×調達台数×2/3」が補助金として支払われるものとし、総額から補助金を差し引いた上で、1月当たりのリース料（総台数分・税込）を算出する。

※紀の川市	・1月あたりリース料上限	2,700千円	総台数	5,000台
紀美野町	・1月あたりリース料上限	54千円	総台数	86台
高野町	・1月あたりリース料上限	70千円	総台数	168台

※補助金についてへき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令21号）第3条第1項に基づく1級から5級のへき地学校については、特別加算（102/100）が認められる。

※リース事業において、補助対象台数分の補助対象経費(税込) から、その補助対象経費に係る仕入控除税額を引き、1台あたりの端末単価を算出する。

※算出した端末単価と補助基準額 55000 円 (特別加算補助対象 : 56100 円) のうち少ないほうが【補助単価】となる。

4 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

本件入札に参加する資格を有する者は、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単体法人として参加する場合

- ① 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成 23 年和歌山県条例第 23 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。) であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- ⑤ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により更生手続開始の申立て (同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。) をしていな

い者又はこれになされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれになされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- ⑦ 当該共同調達に参加する全ての団体が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- ⑧ 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- ⑨ 入札公告の日から過去5年間において、この入札に係る業務と同種の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。

(2) 共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合 次の要件をすべて満たしていること。

- ① 単体法人として参加する場合の要件を満たしていること。
- ② コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加するものでないこと。

5 全体スケジュール

○公募開始	令和7年4月1日(火)
○質問受付期間(様式1)	令和7年4月1日(火)～令和7年4月16日(水)
○質問回答期間	令和7年4月18日(金)までに随時、HPで公開
○応募表明書の受付期間(様式2)	令和7年4月1日(火)～令和7年4月21日(月)
○応募書類の受付期限 (様式3及び添付資料)	令和7年4月28日(月) 17時
○プレゼンテーション及び審査	令和7年5月8日(木) 場所時間は別途連絡

6 質問

仕様書及び実施要領について質問がある者は、電子メールにより行うこと。

(1) 電子メールの件名

「【質問・(企業名)】令和7年度和歌山県小・中学校GIGA端末調達業務(iPad・リース)に係る質問」

(2) 送信先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

代表メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 受付期限

令和7年4月16日(水)までに「質問票(様式1)」により行うこと。

(4) 回答

- ・質問に対する回答は、令和7年4月18日（金）までに、随時、和歌山県教育庁教育総務局教育政策課ホームページ内にて公開する。ただし、その内容が軽微なものにあつては、総務課教育DX推進室の担当者の口頭による回答のみとすることができる。
- ・応募書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

7 応募表明

応募表明する者は、開封確認を設定した上で電子メールにより行うこと。

(1) 電子メールの件名

「令和7年度和歌山県小・中学校GIGA端末調達業務（iPad・リース）に係るプロポーザル応募表明書」

(2) 送信先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

代表メールアドレス e5015001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 受付期限

令和7年4月21日（月）17時までに「公募型プロポーザル応募表明書（様式2）」により行うこと。なお、コンソーシアムにあつては、「公募型プロポーザル応募表明書（コンソーシアム）（様式2-2）」により代表者が行うこと。

8 応募書類の提出

(1) 応募書類

- ・応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、提出すること。
- ・応募書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札参加資格を有する者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって下記エ～キの書類に代えることができるものとする。
- ・協議会が必要と認める場合は、資料を求める場合がある。
- ・コンソーシアムにあつては、ア及びケ、クの書類については代表者が提出するものとし、イからクまでの書類については構成員ごとに作成し、提出するものとする。

資料名	提出部数	備考
ア 応募申請書（様式3）	1部	
イ 応募資格に反しない旨の誓約書（様式4）	1部	
ウ 応募者の概要が分かるもの （会社概要紹介のパンフレット等）	正本1部 副本6部	・副本用は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消すること
エ 役員等に関する調書（様式5）	1部	・「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書」の写しをもって代えることができる
オ 登記事項証明書	1部	
カ 財務諸表 （法人の場合） 貸借対照表・損益計算書・株	1部	・官公署が発行する証明書は、申請書提出日3

		式資本等変動計算書又はそれらに相当する書類 (個人の場合) 青色申告書又は白色申告書の写し		か月以内に発行されたもの(写し可)とする ・県税の納税証明書は、県が発行する別記第1号の12の2様式とする ・消費税及び地方消費税の納税証明書は、税務署の発行する様式その3で、税目を「消費税及び地方消費税」とする(その3の2、その3の3でも可)
キ	納税証明書	県税(法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等)	1部	
		消費税及び地方消費税	1部	
ク		プライバシーマーク登録証の写し又はISMS登録証の写し	1部	
ケ		当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)	1部	・契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等
コ		企画提案書	正本1部 副本6部	・「9 企画提案書等に関する事項」に基づき作成すること ・副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は記載しないこと
サ		コンソーシアム協定書の写し(参考様式6)	1部	・コンソーシアムとして申請する場合のみ必要

(2) 提出期間(提出期限)

募集開始日から令和7年4月28日(月)での和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から17時まで

(3) 提出方法

持参あるいは郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)

(4) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
和歌山県教育庁教育総務局教育政策課(和歌山県庁南別館6階)

(5) その他留意事項

ア 実施要領の承諾

本プロポーザルに応募する者は、応募書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。

なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

ウ 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、認めない。

エ 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

9 企画提案書等に関する事項

(1) 提案に当たっては、次に掲げるア～オの書類を作成し、提出すること。

ア 調達機種及び周辺機器 (提案様式1)

- ① 端末本体及びMDMについて
- ② 周辺機器(キーボードケース)
- ③ 周辺機器 (タッチペン)

イ 初期設定及び納品 (提案様式2)

- ① 端末の初期設定(キッティング)の実施体制
- ② 納品の実施体制

ウ 業務実施体制 (提案様式3)

どのような体制で業務を実施するか、以下の内容を含めて記載すること。

- ① 連絡体制
- ② 納品後のサポート体制
- ③ 企業実績

エ その他付随するサービス (提案様式4)

オ 見積書及び積算内訳書 (A4版、任意様式(参考様式))

- ・ 消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
- ・ リース契約

(2) その他留意事項

- ・ 用紙の規格は、A4とする。
- ・ ア～エは、それぞれ最大5ページまでとする。
- ・ 文章を補完するために、写真、イラスト等を使用しても構わない。
- ・ 提出部数は、「正本1部 副本6部」とし、副本は社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消又は記載しないこと。
- ・ 提案をカラーで行うものは、副本もカラーで提出すること。
- ・ 提出期限、応募方法等は「8 応募書類の提出」を参照すること。

資料名	様式	提出部数	備考
ア 調達機種及び周辺機器	提案様式1	正本1部 副本6部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類を除き最大5ページまでとする ・ 添付書類(ア)(イ)は正本にのみ添付すること ・ 副本は、社名・ロゴマーク等の応募者を特定する事項は抹消すること
イ 初期設定及び納品	提案様式2		
ウ 業務遂行方法	提案様式3		
エ その他付随するサービス	提案様式4		
オ 見積書及び積算内訳書	提案様式5_見積様式		

10 応募に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 応募資格に違反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
なお、コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかの者がこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 「1. (3) 賃借料上限額」を超えた見積額を提示した場合

(3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。

11 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 選定方法

事業者の選定は、「和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査により行う。

なお、選定委員会は、別紙審査項目に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日・場所

令和7年5月8日（木）

※プレゼンテーション審査の開催時間及び実施場所等は、提案者に別途電子メールで通知する。

イ 1提案者あたりのプレゼンテーション時間

- ・プレゼンテーション 20分以内
- ・審査委員からの質疑 10分程度

ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーションは、提案書内容をプレゼンテーションソフト等使用し、スクリーンに投影して説明することも可能とするが、パソコン等は各自準備をすること。ただし、プロジェクタ及びスクリーンは当方で準備するので、企画提案書類の提出時に申し出ること。

(イ) プレゼンテーションへの参加は、1 提案者あたり 3 名以内とする。Web 会議システムを利用した出席も可能とするが、少なくとも 1 名は選定委員会の会場に会場すること。また、必要なパソコンやインターネット環境等は各自準備すること。

(3) 審査項目及び評価

「令和 7 年度和歌山県小・中学校 GIGA 端末調達業務 (iPad・リース) 業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに応募者全員に文書にて通知するとともに、以下の内容を和歌山県教育庁教育総務局総務課ホームページにて公表する。

- ア 契約候補者の名称及び所在地
- イ 提案金額
- ウ 審査結果

1.2 契約

落札者と共同調達参加団体は、以下の手順に従い契約について協議を行うこととする。

(1) 機器台数等

機器台数等は、落札者と共同調達参加団体の協議が整った場合は、変更して契約できるものとする。なお、契約時において各機器の数量計に 3% 以内若しくは 5 台のうち多いほうの増減があった場合でも、見積単価に変更はないものとする。

(2) 契約形態

落札決定後、本協議会が落札者との間で協定を締結するものとする。その後、共同調達参加団体が落札者との間でリース契約を締結する。代金は共同調達参加団体が落札者に対して直接支払うこととする。

(3) 契約書作成の要否

要 (各共同調達参加団体の財務規則等に則り契約書を作成するものとする。ただし、共同調達参加団体において契約書の作成を省略できる規定に該当する場合は、この限りでない。)

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

要 (各共同調達参加団体の議会における議決を要する。ただし、共同調達参加団体によっては議決不要の場合がある。)

(5) 契約日

契約日は、共同調達参加団体の指示するところによるものとする。

(6) 契約の完了検査

契約の完了検査等は、落札者と共同調達参加団体との間で行うこととする。

(7) 支払期限および支払方法

納品を完了した物品について、当該落札者からの適法な支払い請求書を受

理した日から30日以内に、共同調達参加団体が当該落札者に対しその代金を支払うこととする。

(8) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- ア 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- イ 事業者に重大な瑕疵がある場合
- ウ 業務遂行の意思が認められない場合
- エ 業務遂行能力がないと認められる場合
- オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

1.3 その他留意事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(3) 守秘義務

受託者及び業務従事者等（本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、受託事業者が県から受領又は閲覧した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏洩や開示してはならない。また、本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

1.4 問合せ先

和歌山県教育庁教育総務局教育政策課

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通り1-1
(和歌山県庁南別館6階)

電 話：073-441-3710

電子メール：e5015001@pref.wakayama.lg.jp